

強い農業・担い手づくり総合支援交付金 実施要綱の制定について

30生産第2218号

平成31年4月1日

農林水産事務次官依命通知

改正 令和2年4月1日 元生産第2132号

改正 令和2年6月19日 2生産第537号

改正 令和3年1月28日 2生産第1791号

最終改正 令和3年4月1日 2生産第2291号

強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、この度、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導を御願います。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、外食産業や流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物への代替、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処し、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むとともに、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、実質化された人・農地プランを踏まえた地域農業の担い手の育成・確保を図ることや、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地等とが協働する中で、それぞれの能力を発揮して課題解決に取り組む生産事業の形成、農業者が営農活動の外部委託などで経営の継続や効率化を図ることができるよう、次世代型の農業支援サービス事業の定着を促進することが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設（以下「施設等」という。）の整備、先駆的な生産事業に係るモデル的な取組を支援することとする。

第2 目 的

強い農業・担い手づくり総合支援交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる支援タイプにおいて設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県向け交付金）
 - （1）産地競争力の強化
 - （2）食品流通の合理化
- 2 先進的農業経営確立支援タイプ（都道府県向け交付金）
融資主体補助型
- 3 地域担い手育成支援タイプ（都道府県向け交付金）
 - （1）融資主体補助型
 - （2）被災農業者支援型
 - （3）条件不利地域型
- 4 生産事業モデル支援タイプ（国直接採択事業）
- 5 農業支援サービス事業支援タイプ（国直接採択事業）

第3 対策の実施等

1 対策で実施する事業内容

本対策で実施する事業内容は、第2の支援タイプに対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣに掲げるとおりとする。

このほか、別表1に定める事業等は、別記1、2、3及び4に定める基準を満たしていな

ければならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長又は農林水産省政策統括官（以下「生産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあっては、別表1に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

2 成果目標の基準及び目標年度

（1）成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別記1、2、3及び4に定めるところによるものとする。

（2）目標年度

成果目標の目標年度は、次のとおりとする。

ア 産地基幹施設等支援タイプ

（ア）産地競争力の強化を目的とする取組

事業実施年度（複数年度にわたって実施する事業にあっては事業完了年度とする。以下同じ。）の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業については、以下のとおりとする。

- a 別表1のⅠのメニューの欄の1の（1）のアの（ウ）のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から8年後、茶の優良品種系統等への改植については、事業実施年度から7年後とする。
- b 別表1のⅠのメニューの欄の1の（1）のエの畜産物産地基幹施設整備のうち（ウ）から（オ）まで及び1の（2）のカについては、事業実施年度から6年以内とする。
- c 別表1のⅠのメニューの欄の1のうち農畜産物輸出に向けた体制整備及びスマート農業実践施設の整備の取組については、事業実施年度から5年以内とする。
- d 別表1のⅠのメニューの欄の1の（2）のオについては、事業実施年度から3年以内とする。
- e 別表1のⅠのメニューの欄の1の（1）のアの（ア）、（エ）及び（オ）のうち、環境保全の取組のうち小規模公害防除については、事業実施年度から5年以内とする。
- f 別表1のⅠのメニューの欄の1の（1）のアの（オ）のうち土づくりの取組（被災農地の地力回復）については、事業実施年度から3年後とする。

（イ）食品流通の合理化を目的とする取組

事業完了年度（卸売市場の移転新設及び大規模増改築に係る事業にあっては、事業全体の完了年度とする。）から3年以内（ただし、取扱数量の増加を目標とする場合は5年以内）とする。

イ 先進的農業経営確立支援タイプ

融資主体補助型

事業実施年度の翌々年度とする。

ウ 地域担い手育成支援タイプ

（ア）融資主体補助型

事業実施年度の翌々年度とする。

（イ）被災農業者支援型

事業実施年度とする。

ただし、農業用機械等を整備する場合に設定する農業経営の改善を図るための取組に係る目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年度とする。

(ウ) 条件不利地域型

事業実施年度の翌々年度とする。

エ 生産事業モデル支援タイプ

協働事業計画に係る取組期間が終了する年度の翌々年度とする。

オ 農業支援サービス事業支援タイプ

事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業費の低減

事業実施主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

別表 1 のⅠ、Ⅲ及びⅣの事業を実施する場合、事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、生産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。

5 地域提案

都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表 1 のⅠ及びⅠのⅡの 1 について、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された交付金のうち、別表 1 のⅠ又は別表 1 のⅡの 1 の交付金総額の 20%を上限とするものとする。

別表 1 のⅠの事業を実施する場合の交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとし、別表 1 のⅡの 1 の事業を実施する場合の交付率は、10 分の 3 以内とする。

第 4 対策の実施等の手続

○都道府県向け交付金

1 事業実施主体は、別記 1 及び 2 に定める項目その他必要な事項を内容とする事業実施計画又は支援計画（以下「事業実施計画等」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、1 により提出された事業実施計画等及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式 1 号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式 2 号により地方農政局長等（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下都道府県向け交付金の項において同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

3 都道府県知事は、都道府県計画に関して以下の事由が存在する場合にあっては、2 の提出を行う際に、あわせて、事業実施計画等の内容等についても、別紙様式 1 号及び 2 号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(1) 都道府県計画に地域提案が含まれる場合

(2) 特認団体（別表 1 のⅠの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。以下同じ。）として事業実施予定の団体が含まれる場合

(3) 都道府県が事業実施主体である場合

(4) 別表 1 のⅠの採択要件の欄の 1 の (5) に定める総事業費に満たないものの、第 3 の 4 に定める費用対効果分析を実施し、都道府県府県知事が地域の実情を踏まえて必要と認める産地基幹施設の設置を内容とする事業実施計画等が含まれる場合

- 4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催して協議の内容を検討することとし、検討会の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が調っている場合は、書類のみによる審査も可とする。

- 5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、2に準じた手続を行うものとする。

(1) 産地基幹施設等支援タイプ

ア 成果目標の変更

イ 地域提案の事業内容の変更

ウ 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

(2) 先進的農業経営確立支援タイプ

ア 融資主体補助型

(ア) 成果目標の変更

(イ) 地域提案の事業内容の変更

(ウ) 都道府県が実施する事業内容の変更

(3) 地域担い手育成支援タイプ

ア 融資主体補助型

(ア) 成果目標の変更

(イ) 地域提案の事業内容の変更

(ウ) 都道府県が実施する事業内容の変更

イ 被災農業者支援型

事業の中止

ウ 条件不利地域型

成果目標の変更

6 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

○国直接採択事業

1 事業実施計画

(1) 生産事業モデル支援タイプ

事業を実施しようとする拠点事業者又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）は、別紙様式1号の2に定める事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下国直接採択事業の項において同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の

承認を得たものとみなす。

(2) 農業支援サービス事業支援タイプ

事業実施主体は、別紙様式1号の3に定める事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

- 3 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その承認に当たっては、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催して協議の内容を検討することとし、検討会の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

- 4 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、2に準じた手続を行うものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 事業の中止又は廃止

(3) 事業実施主体の変更

- 5 事業の着手は、原則として、交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第5 対策の実施期間

事業実施期間は、別表1のメニューの欄の取組内容ごとに以下に定めるところによるものとする。

1 産地基幹施設等支援タイプ

(1) 産地競争力の強化を目的とする取組

ア 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(ア)から(オ)まで及び(2)のエ及びカに係る取組については、3年以内とすることができる。

イ 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ア)、(エ)及び(オ)のうち、環境保全の取組のうち小規模公害防除については、5年以内とすることができる。

ウ 交付金の要望額が10億円を超える取組については、2年とすることができる。

エ アからウまでに掲げるもの以外の取組については、1年とする。

(2) 食品流通の合理化を目的とする取組

食品流通拠点施設整備にあっては、施設の改良、造成又は取得(別表1のIの2において「整備」という。)が完了する年度までの期間とする。

- 2 先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ

1年とする。

- 3 生産事業モデル支援タイプ

1年とする。

- 4 農業支援サービス事業支援タイプ

1年とする。

第6 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別記又は別に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 都道府県知事は、交付を受けた交付金を市町村に対して交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性をいかした施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第7 事業実施状況の報告等

○都道府県向け交付金

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別記1及び2に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により、第4に準じて都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、1による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式4号及び5号により地方農政局長等に報告するものとする。
なお、2による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- 4 1及び3の報告に当たっての留意事項は、別記1及び2に定めるところによるものとする。
- 5 国は、都道府県知事に対し、3に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

○国直接採択事業

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、別紙様式4号の2又は3により、毎年度、当該年度における事業実施報告書により地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、1及び2に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第8 対策の評価

○都道府県向け交付金

事業実施計画等に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記1及び2に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を第4に準じて都道府県知事に報告するものとする。
なお、次に掲げる事業については、中間的な評価を以下の時期に実施するものとする。

(1) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち茶の優良品種系統等への改植の場合及びエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)までについては、事業実施年度から4年度目

(2) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から5年度目

2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

3 都道府県知事は、2に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式4号及び5号により地方農政局長等に報告するものとし、2に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

4 地方農政局長等は、3による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を生産局長等に報告するものとする。

5 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第4の5の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

6 生産局長等は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価検討委員会の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。

7 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

8 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

○国直接採択事業

事業実施計画等に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

1 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第4号の2又は3に定める評価報告書を作成し、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にあっては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長等は、1による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、生産局長が別に定めるところにより改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を生産局長に報告するものとする。

3 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第4の5の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

4 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第9 指導推進等

○都道府県向け交付金

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県や市町村域を越える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

2 対策の適正な執行の確保

（1）国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

（2）都道府県は、（1）に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

○国直接採択事業

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

第10 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱（以下「廃止対象要綱」と総称する。）は廃止する。

（1）強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）

（2）経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）

3 附則2による廃止前の廃止対象要綱（他の要綱で準用される場合を含む。）に基づき、平成30年度までに実施した事業又は平成31年度（西暦2019年度）以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記2の別表7の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記 2 の別表 7 の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記 2 の別表 7 の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の運用について（令和 3 年 3 月 3 日付け 2 経営第 3034 号農林水産省経営局長通知）に基づき実施される事業については、別記 2 の別表 7 の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

別表 1 の I 産地基幹施設等支援タイプ（第 3 関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 産地競争力の強化 （1）産地収益力の強化に向けた総合的推進 （土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥飼料利用） 上記の取組について、以下の事業が実施できるものとする。 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 （ア）ほ場整備 （イ）園地改良 （ウ）優良品種系統等への改植・高接 （エ）暗きょ施工 （オ）土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 （ア）飼料作物作付条件整備 （イ）放牧利用条件整備 （ウ）水田飼料作物作付条件整備 ウ 耕種作物産地基幹施設整備 （ア）育苗施設 （イ）乾燥調製施設 （ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設 （エ）農産物処理加工施設 （オ）集出荷貯蔵施設 （カ）産地管理施設 （キ）用土等供給施設 （ク）農作物被害防止施設 （ケ）生産技術高度化施設 （コ）種子種苗生産関連施設 （サ）有機物処理・利用施設 （シ）油糧作物処理加工施設 （ス）バイオディーゼル燃料製造供給施設 エ 畜産物産地基幹施設整備 （ア）畜産物処理加工施設 （イ）家畜市場 （ウ）家畜飼養管理施設 （エ）自給飼料関連施設 （オ）家畜改良増殖関連施設 （カ）畜産周辺環境影響低減施設 （キ）畜産副産物肥飼料利用施設 オ 農業廃棄物処理施設整備	1 メニューの欄の 1 の（1）の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 （1）都道府県 ただし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、別記 1 に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、自給飼料関連施設に限るものとする。 （2）市町村 （3）農業者の組織する団体（別記 1 に定めるものをいう。以下同じ。） （4）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） （5）土地改良区 （6）消費者団体及び市場関係者（別記 1 に定めるものをいう。以下同じ。） ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 （7）事業協同組合連合会及び事業協同組合 （8）食品事業者 以下のアからウまでの場合に限るものとする。 ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合 （9）民間事業者（別記 1 に定めるものに限る。） （10）中間事業者（別記 1 に定めるものに限る。）	1 メニューの欄の 1 の（1）の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 （1）受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が、5 名以上であること （2）別記 1 に定める成果目標の基準を満たしていること。 （3）別記 1 に定める面積要件等を満たしていること。 （4）事業を実施する場合にあっては、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（別記 1 に定める場合を除く。）。ただし、総事業費が 5 千万円以上のものに限る。 （5）産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が 5 千万円以上であること。 （6）別記 1 に定める女性の参画促進に資する産地基幹施設の整備にあっては、上記（3）及び（5）の要件を適用しない。	1 交付金の交付率は定額（事業費の 1／2 以内（ただし、別記 1 に定める場合にあつては、別記 1 に定める率又は額以内））とする。

	国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限るものとする。 (11) 流通業者（別記 1 に定めるものに限る。） 果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (12) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。 (13) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。） (14) コンソーシアム（別記 1 に定めるものに限る。）		
(2) 産地合理化の促進 以下の事業が実施できるものとする。 ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備 イ 集出荷貯蔵施設等再編利用 ウ 農産物処理加工施設等再編利用 エ 食肉等流通体制再編整備 オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 カ 乳業再編等整備 (ア) 効率的乳業施設整備 (イ) 集送乳合理化推進整備 (ウ) 需給調整拠点施設整備	2 メニューの欄の 1 の (2)（カの (イ) を除く。）の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県（メニューの欄のアからエまでの事業に限る。） (2) 市町村（メニューの欄のアからオまでの事業に限る。） (3) 農業者の組織する団体 (4) 公社 (5) 土地改良区（メニューの欄のアの事業に限る。） (6) 食品事業者（メニューの欄のオの事業に限る。） (7) 特認団体（メニューの欄のアからエまでの事業に限る。） (8) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（メニューの欄のエの事業に限る。） (9) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (10) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第 2 条の規定に基づき、農林水産大	2 メニューの欄の 1 の (2) のアからエまでの事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 受益農業従事者が、5 名以上であること。 (2) 別記 1 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記 1 に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が 5 千万円以上のものに限る。 (5) 産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が 5 千万円以上であること。	2 交付金の交付率は定額（メニューの欄の 1 の (2) のアからエの事業は事業費の 1 / 2 以内、メニューの欄の 1 の (2) のオ及びカの事業は事業費の 1 / 3 以内（ただし、別記 1 に定める場合にあつては、別記 1 に定める率以内））とする。

	臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に規定する基準に適合するものに限る。）（メニューの欄の力の（ア）及び（ウ）の事業に限る。） (11) 乳業再編等協議会（別記1に定めるものに限る。）（メニューの欄の力の（ア）の事業に限る。） (12) コンソーシアム（別記1に定める場合に限る。） メニューの欄の1の（2）の力の（イ）の事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第10条第1項に規定する指定事業者とする。	メニューの欄の1の（2）のオ及びカの事業の採択要件は、別記1に定める要件を満たしていることとする。	
2 食品流通の合理化 食品流通拠点施設整備の推進 〔品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた施設整備、卸売市場再編促進施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備〕 上記の取組について、以下に掲げる施設の整備を実施できるものとする。 (1) 売場施設 (2) 貯蔵・保管施設 (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設 (6) 衛生施設 (7) 食肉関連施設 (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15) (1) から (14) までの施設内容に準ずる施設 (16) 共同集出荷施設	3 事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体 (2) 中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者 (3) 中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者 (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者 (5) 事業協同組合又は協同組合連合会 (6) (5) に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (7) 市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確実と認められる者 (8) 特認団体 (9) 地方公共団体が主たる出資者となっている法人 (10) 農業協同組合又は農業協同組合連合会 (11) 流通業者（別記1に定めるものに限る。）	3 採択条件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記1に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記1に定める要件を満たしていること。 (3) 事業実施主体が事業実施主体の欄の3の（3）の場合を除き、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。	3 交付金の交付率は定額（事業費の4／10以内（ただし、別記1に定める場合にあっては、別記1に定める率以内））とする。

別表 1 のⅡ 先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ（第 3 関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
〔先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ共通〕 1 融資主体補助型 （1）融資主体型補助事業 先進的農業経営確立支援計画又は地域担い手育成支援計画（今後の地域農業を担う中心経営体等の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。以下「支援計画」という。）に基づき、実質化された人・農地プラン（「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下「進め方通知」という。） 2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。なお、令和 3 年度に限り、進め方通知 5（1）に基づき公表された工程表（工程表に定められた取りまとめ期限を経過しているにもかかわらず、人・農地プランの取りまとめが行われていない等、公表された工程表に基づく人・農地プランの実質化の取組が適切に行われていない場合を除く。）を実質化された人・農地プランとみなす。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用して以下のア及びイに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資及び地方公共団体等による助成金の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。 なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。 ア 農産物の生産その他農業経営の開始又は改善に必要な施設等の取得、改良、補強又は修繕 イ 農地等の造成、改良又は復旧 （2）追加的信用供与補助事業 支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、（1）の事業が実施されている場合に、プロジェク	事業実施主体は次に掲げる者とする。 （1）都道府県 ただし、2 以上の市町村の区域内において農業経営を営む中心経営体等を助成対象者とする場合とする。 （2）市町村	メニューの欄の 1 の（1）の事業の採択要件は、別記 2 のⅡに定める事業実施地区、事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。 メニューの欄の 1 の（2）の事業の採択要件は、別記 2 のⅡに定める事業内容の基準を満たすこととする。	3 / 10 以内 定額

ト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。			
〔地域担い手育成支援タイプ〕 2 被災農業者支援型 (1) 融資等活用型補助事業 過去に例のないような甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態が発生しており、特に緊急に対応する必要があると農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が認める場合に、農産物の生産に必要な施設等について、被災農業者経営支援計画（気象災害等による農業被害を受けた農産物の生産に必要な施設等の修繕等のため、具体的な取組内容及びその成果目標等を定めたものをいう。以下「被災支援計画」という。）に基づき、プロジェクト融資、地方公共団体等による助成金及び支払共済金（以下「プロジェクト融資等」という。）を活用して以下のアからエに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。 また、事業の要件その他の事業内容は、別記2のⅢに定めるとおりとし、このほか、経営局長が特に必要と認める場合にあっては、緊急に事業を実施できるものとする。 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。 ア 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得 イ 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入 ウ アと一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備 エ 気象災害等による農業被害前の農産物の生産に必要な農業用機械（耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できるものを除く。）と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得 オ 気象災害等により被害を受けた農業用ハウス、果樹棚、畜舎等の営農施設（以下「営農施設等」という。）の補強 (2) 追加的信用供与補助事業	市町村	メニューの欄の2の（1）の事業の採択要件は、別記2のⅢに定める事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。	3／10以内

被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、（１）の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。		メニューの欄の２の（２）の事業の採択要件は、別記２のⅢに定める事業内容の基準を満たすこととする。	定額
〔地域担い手育成支援タイプ〕 ３ 条件不利地域型 条件不利地域型補助事業 条件不利支援計画（経営規模が小規模・零細な地域において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。）に基づき、以下の（１）及び（２）の取組に対して助成を行うものとする。 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。 （１）農業用機械等の導入 ア 農業用機械等の取得 イ 乾燥調製に必要な乾燥機、糶摺り機、袋詰め機、色彩選別機、建物等の整備 ウ 農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等の整備 エ 野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備 オ 農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装に必要な機械、建物等の整備 カ 高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備 キ 農業用水の配管・ポンプ等の整備 ク 防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備 ケ 販路拡大、鮮度維持等のための施設の整備 コ 地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備 サ 栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備 （２）簡易な基盤整備 ア 区画整理 農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水、農道等	市町村	メニューの欄の３の事業の採択要件は、別記２のⅣに定める事業実施地区、事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。	１／２以内 ただし、農業用機械を対象とする場合にあっては１／３以内（沖縄県で実施する場合並びに水稲直播機、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー及び家畜ふん尿の処理利用に係る機械を対象とする場合を除く。）

の整備 イ 畦畔整備 畦畔の除去及び改善 ウ 用排水整備 用水路、排水路及びこれらの附帯施設の新設及び改修 エ 農道整備 農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設及び改良 オ 農地保全整備 客土、土壌改良、ため池改修及び冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等の整備 カ 建物用地整備 新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成及び改良及び経営多角化のための施設用地の造成 キ 交換分合 農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量及び許可申請			
--	--	--	--

別表 1 のⅢ 生産事業モデル支援タイプ（第 3 関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 推進事業 (1) 生産安定・効率化機能の具備・強化 (2) 供給調整機能の具備・強化 (3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化 (4) 農業機械等の導入及びリース導入 (5) 効果増進・検証事業 (6) その他事業の目的を達成するために必要な取組	事業実施主体は協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体 (6) 民間事業者（別記 3 に定めるものに限る。） (7) 特認団体 (8) コンソーシアム（別記 3 に定めるものに限る。）	メニューの欄の 1 の事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 協働事業計画が承認されていること。 (2) 別記 3 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 生産局長等が別に定める別記 3 に定める要件を満たしていること。	補助率は次に掲げるとおりとする。 (1) から (4) まで及び (6) の事業事業費の 1/2 以内（ただし、生産局長等が別に定める場合においては、生産局長等が定める額）とする。 (5) の事業定額とする。
2 整備事業推進事業 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設	事業実施主体は協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体 (6) 民間事業者（別記 3 に定めるものに限る。）	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 協働事業計画が承認されていること。 (2) 別記 3 に定める成果目標の基準を満たしていること。	補助率は事業費の 1/2 以内とする。

(10) 種子種苗生産関連施設	(7) 特認団体 (8) コンソーシアム（別記 3 に定めるものに限る。）	(3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 (4) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること	
-----------------	--	--	--

別表 1 のⅣ 農業支援サービス事業支援タイプ（第 3 関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 農業支援サービス事業支援タイプ (1) 農業支援サービス事業の展開に必要な農業用機械等の導入及びリース導入	事業実施主体は次に掲げる者とする (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者 (4) 農業者の組織する団体 (5) 公社 (6) 土地改良区 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (8) 民間事業者（別記 4 に定めるものに限る。） (9) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 (10) 特認団体 (11) コンソーシアム（別記 4 に定めるものに限る。）	別記 4 に定める基準を満たしていること	1 / 2 以内

都道府県事業実施計画

1 産地基幹施設等支援タイプ
(1) 総括表

番号	市町村名	地区名	事業実施 主体名	政策目的	メニュー	対象作物・ 畜種等名	事業内容 (工種、施設区 分、構造、規 格、能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)			完了 年月日	継続事業を実施する場合 全体事業費 (円)		ポイント														備考	
															成果目標Ⅰ			成果目標Ⅱ			加算ポイント									ポイ ント 合計
																					特別加算		都道府県 加算 ポイント	担い手等加算		優先枠加算				
									類 別	成果 目標 ポイ ント	現況値 ポイ ント (※)		類 別	成果 目標 ポイ ント	現況値 ポイ ント (※)	特別加算の 種類	ポイ ント	担い手等 加算の種類	ポイ ント	優先枠の 種類	ポイ ント									
産 1				産地競争力の強化	畑作物・地 域特産物																									
産 2				産地競争力の強化	果樹																									
産 3				産地競争力の強化	穀類乾燥調 製貯蔵施設 等再編利用																									
食 1				食品流通の 合理化	品質・衛生 管理高度化 施設整備																									
食 2				食品流通の 合理化	物流効率化 に向けた施 設整備																									
食 3				食品流通の 合理化	卸売市場再 編促進施設 整備																									
					産地競争力の強化 合計																									
					食品流通の合理化 合計																									
					産地基幹施設等支援タイプ 総合計																									

- (注) 1 「番号」の欄については、「産地競争力の強化」は産、「食品流通の合理化」は食と番号の頭につけること。
- 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
- 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
- 4 「対象作物・畜種等名」の欄については、対象となる具体的な作物・畜種等名を記入することとし、複数作物を対象とする場合にあっては併記すること（土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること）。
- また、食品流通の合理化及び作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。
- 5 「事業内容」の欄については、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等附帯事業の内容等を含めて記入すること。
- 6 「継続事業を実施する場合」の欄にあっては、複数年で行う事業について、全体の事業費及び交付額について記入すること。
- 7 食品流通の合理化にあっては、「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。
- また、「備考」の欄に、別記 1 のⅢの第 3 の 2 の（3）の「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその積算根拠、整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由を記入するとともに、必要規模を超過する事業費については外数として「負担区分」の欄に準じて記入すること。なお、必要に応じて、別様にて提出して構わない。
- 8 複数年の事業であって、2 年度目以降の事業を実施する場合は、（3）継続事業の表に記入し、本表には記入しないこと。
- 9 「ポイント」欄には強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2219 号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「配分基準通知」という。）の別表 1－1－①から別表 6 までに定める類別、ポイント、特別加算の種類、担い手等加算の種類及び優先枠の種類を記載すること。
- 10 食品流通の合理化にあっては、「成果目標Ⅰ」及び「成果目標Ⅱ」の欄の現況値ポイントには、選択した成果目標に対応した加算ポイントを記載すること。

(2) 個別表

I 産地競争力の強化を目的とする取組用

(都道府県名： ○○年度)

[illegible]

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表 1-2-①から 1-2-②に定める類別番号を記入すること。
3 「目標値」及び「現況値の内容」の欄は、「配分基準通知」の別表 1-2-①から 1-2-②の「達成すべき成果目標基準」及び「成果目標に対する現況値」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
なお、「現況値」については、「配分基準通知」の別表 1-2-①から 1-2-②に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均を現状値とすることができる。
4 「目標数値の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。
6 「ポイント」の欄は、「配分基準通知」の別表 1-2-①から 1-2-②より選択した達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値について、対応するポイントを記入すること。
7 「加算ポイントの設定理由」の欄は、「配分基準通知」の別表 3、別表 5 及び別表 6 に定める加算ポイントを設定した理由及び対応するポイントを記入すること。
8 「地域提案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
9 複数年の事業であって、2 年度目以降の事業を実施する場合は、「（3）継続事業」に記入し、本表には記載しないこと。

都道府県の優先的事業加算ポイントを設定した理由		
番号	設定理由	ポイント

- (注)「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

(3) 継続事業

(都道府県名： 〇〇年度)

市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施 主体名	政策目的	達成すべき成果目標		事業内容 (工種、施設区 分、構造、規格、 能力等)	事業費 (円)	負担区分（円）			備考
		開始年度	完了年度			交付金	都道府県費 市町村費			その他			
											成果目標Ⅰ	成果目標Ⅱ	
					産地競争力 の強化								
					食品流通の 合理化								

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。
また、複数年の事業実施期間中の年度別の計画について、(3)別添に記載すること。
- 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
- 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
- 4 「達成すべき成果目標」の欄については、複数年の事業の1年目において設定した成果目標の内容を記入すること。
なお、複数の成果目標が設定されていた場合は全て記入すること。
- 5 「事業内容」の欄にあっては、要綱別表1に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等
附帯事業の内容等を含めて記入すること。

(別紙様式 1 号 (3) 別添)

産地基幹施設等支援タイプ年度別実施計画書

年度別計画表（事業実施期間を 2 年以上とする場合に限る。） (都道府県名： ○○年度)

市町村名	地区名	事業実施 主体名	政策目的	メニュー	事業実施期間		総事業費 (千円)	うち 交付金	年度別事業内容及び事業費（千円）									
					開始年度	完了年度			〇〇年度 (開始年)			〇〇年度 (2年目)			〇〇年度 (3年目)			
									事業内容	事業費	うち 交付金	事業内容	事業費	うち 交付金	事業内容	事業費	うち 交付金	
					〇〇年度	〇〇年度												

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業について記入すること。
2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
4 「事業内容」の欄については、各年度における施設整備内容等を記入すること。
5 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。

(1) 総括表

(注) 1 記載は、(2)のⅠ及びⅡの個別表の地区別の記載から転記すること。
2 「事業内容」の欄の記載に当たっては、Ⅰ－1からⅢの別を記載すること。
3 「市町村名」の欄については、都道府県が事業実施主体となる場合においては、関係する市町村の全てを記載すること。
4 「農業地域類型」の欄については、複数の類型が該当する場合、該当するすべての地域類型を記載すること。
5 「実質化された人・農地プランが作成されている」欄については、都道府県において、別記2のⅡの第1の2の要件を満たすものであるか確認した上でチェックを行うこと。
6 同欄について、条件不利地域型にあっては「地区の要件」と読み替えるものとし、都道府県において、別記2のⅣの第1の2の要件を満たすものであるか確認した上でチェックを行うこと。
7 「配分基準ポイント(地区の合計ポイント)」の欄については、(2)のⅠの「Ⅰ 融資主体補助型の配分基準項目(別記2の別表10-2及び10-3参照)」欄、「Ⅰ-2集約型農業優先枠の配分基準項目(別記2の10-3-2参照)」欄及びⅡの「Ⅱ 条件不利地域型の配分基準項目(別記2の別表11-2参照)」欄の「地区計」欄のポイントに記載すること。
8 「融資主体補助型に係る地区配分基準ポイント」の欄については、別記2の別表10-4及び10-4-2のポイント算出のため、地区内の農地の集積状況について面積を記載すること。
その記載に当たっては、事業に取り組む助成対象者以外も含めて、事業実施地区内の状況について記載すること。
9 ※印のある欄については、被災農業者支援型のみ記載を行う欄のため、融資主体補助型のみ事業を実施する場合は欄の省略を行うこと。
10 本要綱第4の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。

[illegible]

(2) (個別表)

I 融資主体補助型及び被災農業者支援型

No	市町村名	地区名	農業地域類型	事業実施主体 (市町村又は都道府県名)	事業内容 Ⅰ-1 融資主体補助型 (先進的農業経営確立支援タイプ) Ⅰ-2 融資主体補助型 (地域担い手育成支援タイプ) Ⅲ 被災農業者支援型	農業者情報										導入する施設等情報					保険等加入情報			※共済対象施設 の状況			経費情報										その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
						地区毎の 助成対象者の 整理番号	助成対象者名 (合計は経営 体数)	対象者区分		農業者の詳細				集約型農業優先枠 (該当する者の先頭行に 「1」を記入)				整備内容		機械等名称 及び能力・ 規模等 ※○台、馬力・ ○条刈り、 ○棟㎡等	イノベーション 機械等 (該当場合は「1」を 記入)	規模決定の 根拠	保険加入 年月	保険会社等の 名称	施設 の 経過 年数	特定園芸施設 及び附帯施設の時 備有率	共済金支払通知書 の関連する棟番号	※ 国庫補助金算定の基 となる事業費 事業費	※ 園芸施設共済のうち 特定園芸施設及び 附帯施設の共済金 支払額の合計額	消費税込控除税額		担保の有無 (該当の場合「1」を 記入)	耐用年数 (年)	融資概要				追加的信用供与 活用希望の有無 (活用する場合 「1」を記入)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
								整理番号	区分	経営形態の別	認定農業者等の 区分		営農類型	①耕種 農家	②目標年度における1ヘクタール 当たりの付加価値が50万円以上	③目標年度において経営面積が 現より縮小しない	左記の①～③を満たし、 集約型の農業に組もうとする者	整理番号	施設等 名											融資額	自己 資金			都道府 県費	市町村 費	その他	うち国費		除税額	整理番号	区分	整理番号	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
											整理番号	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										</

[illegible]

II 条件不利地域型

(注) 1 各欄における「整理番号」、「区分」及び「コード」の欄の記載に当たっては、(3)の先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ整理番号表(以下「整理番号表」という。)に基づき番号を記載すること。
2 記入に当たっては、導入する1施設等毎に記載すること。
3 「成果目標の設定状況(別記2の別表11－1参照)」の欄の「単位」欄について、整理番号表⑧に例示した記載の単位を基本とする。例示に沿わない場合には、適宜単位を記載すること。
4 同欄の「導入する施設等と成果目標の項目の関連」欄については、導入する施設等が成果目標の達成にどのように関係するかを詳細に記載すること。
5 本要綱第4の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。

2 記入に当たっては、導入する1施設等毎に記載すること。

3 「成果目標の設定状況(別記2の別表11-1参照)」の欄の「単位」欄について、整理番号表⑧に例示した記載の単位を基本とする。例示に沿わない場合には、適宜単位を記載すること。

4 同欄の「導入する施設等と成果目標の項目の関連」欄については、導入する施設等が成果目標の達成にどのように関係するかを詳細に記載すること。

5 本要綱第4の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。

(3)先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ整理番号表

④営農類型		
番号	区分	分類基準
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
2	畑作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
3	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
4	施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
6	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの実売収入が施設花きの実売収入以上である経営
7	施設花き	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの実売収入が多い経営
8	酪農	酪農の実売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
9	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
10	肥育牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
11	養豚	養豚の実売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
12	採卵養鶏	採卵養鶏の実売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
13	ブロイラー養鶏	ブロイラー養鶏の実売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
14	その他	上記の営農類型に分類されない経営

①事業内容		
I－1	融資主体補助型（先進的農業経営確立支援タイプ）	
I－2	融資主体補助型（地域担い手育成支援タイプ）	
II	条件不利地域型	
III	被災農業者支援型	

②対象者区分		
I 融資主体補助型		
番号	区分	備考
1	中心経営体	人・農地プラン作成地区
2	中心経営体であつて機構を活用している者	
3	中心経営体以外	
4	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者	人・農地プラン作成地区以外

II 条件不利地域型		
番号	区分	
1	農事組合法人	
2	1 以外の農地所有適格法人	
3	特定農業法人	
4	特定農業団体	
5	集落営農組織	
6	農用地利用改善団体	
7	その他法人	
8	その他任意団体	
9	参入法人	
10	農協	
11	土地改良区	
12	農業委員会	
13	第3セクター等	

III 被災農業者支援型		
番号	区分	
1	被災証明を受けた者（農業者）	
2	被災証明を受けた者（農業者の組織する団体）	

③農業者の詳細 （経営形態の別の区分）		
番号	区分	
1	法人以外	
2	法人	

（認定農業者等の区分）		
番号	区分	
1	認定農業者	
2	集落営農組織	
3	新規就農者（認定就農者）	
4	新規就農者（認定農業者）	
5	1、3、4 及び6（個人の場合）の者で組織する団体	
6	その他	

⑤整備内容（Ⅰ 融資主体補助型及びⅢ被災農業者支援型）		
番号	区分	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	G P S ガイダンス	
8	その他機械	生産・流通
9	ハウス	
10	育苗施設	
11	乾燥調製施設	
12	果樹棚	
13	集出荷施設	
14	その他生産・流通関係施設	
15	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農
16	畜舎（養豚）	
17	畜舎（養鶏）	
18	畜舎（酪農）	
19	畜舎（その他）	
20	サイロ	
21	堆肥施設	
22	機械（畜産関係）	加工
23	その他畜産関係施設	
24	農産物加工施設	
25	環境衛生施設	その他
26	ほ場観測施設	
27	中間拠点施設	
28	その他施設等	土地基盤整備
29	畦畔除去	
30	区画整理	
31	暗渠排水	
32	明渠排水	
33	その他基盤整備	
34	地域提案	地域提案

II 条件不利地域型		
番号	区分	
1	農業用機械等	
2	乾燥調製に必要な乾燥機、収摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備	
3	農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物等の整備	
4	野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備	
5	農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備	
6	高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備	
7	農業用水の配管・ポンプ等の整備	
8	防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備	
9	販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備	
10	地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備	
11	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備	
12	区画整理	
13	畦畔整備	
14	用排水整備	
15	農道整備	
16	農地保全整備	
17	建物用地整備	
18	交換分合	

⑥ 金融機関		
番号	区分	
1	農協	
2	農協連	
3	農林中金	
4	日本公庫	
5	沖縄公庫	
6	奄美振興基金	
7	銀行	
8	信用金庫	
9	信用組合	
10	都道府県	
11	市町村	

⑦ 融資（資金）種類		
番号	区分	
1	近代化資金	
2	青年等就農資金	
3	公庫資金（改良資金）	
4	公庫資金（スーパーL）	
5	公庫資金（その他）	
6	一般資金（プロパー資金）	

⑧ コード（成果目標）		
I 融資主体補助型		
番号	区分	単位
I ①	付加価値額の拡大	円
I ②	経営面積の拡大	ha
I ③	農産物の価値向上	円
I ④	単位面積当たり収量の増加	kg
I ⑤	経営コストの削減	円
I ⑥	農業経営の複合化	
I ⑦	農業経営の法人化	

II 条件不利地域型		
番号	区分	単位
II ①	経営面積の拡大	ha
II ②	耕作放棄地の解消	ha
II ③	農業の6次産業化	
II ④	農産物の高付加価値化	円
II ⑤	農業経営の複合化	
II ⑥	農業経営の法人化	
II ⑦	雇用	人

III 被災農業者支援型		
番号	区分	単位
III ①	被災農業者の農業経営の維持	人
III ②	農業経営の改善を図るための取組	人

3 事業費の内訳（全支援メニュー共通）

（都道府県名： ○○年度）

（１）（目）農業・食品産業強化対策整備交付金（産地基幹施設等支援タイプ）

（単位：円）

産地基幹施設等 支援タイプ	事業費									都道府県附帯事務費	総計	
	新規事業			継続事業			小計					
	件数	事業費	交付金	件数	継続事業費	交付金	件数		交付金			
1 産地競争力の強化												
2 食品流通の合理化												
計												

（注）継続事業の欄については、事業実施期間が複数年の事業の２年度目以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。

（２）（目）農業・食品産業強化対策推進交付金（先進的農業経営確立支援タイプ）

（単位：円）

先進的農業経営確立 支援タイプ	事業費			附帯事務費						総計	
	件数	事業費	交付金	都道府県附帯事務費		市町村附帯事務費		小計			
				交付金	交付金	交付金	交付金	交付金	交付金		
融資主体補助型											
計											

（３）（目）農業・食品産業強化対策推進交付金（地域担い手育成支援タイプ）

（単位：円）

地域担い手育成 支援タイプ	事業費			附帯事務費						総計	
	件数	事業費	交付金	都道府県附帯事務費		市町村附帯事務費		小計			
1 融資主体補助型											
2 被災農業者支援型											
3 条件不利地域型											
計											

（４）総 計

（単位：円）

	事業費			附帯事務費		総計	
	件数	事業費	交付金		交付金		交付金
1 農業・食品産業強化対策整備交付金							
2 農業・食品産業強化対策推進交付金							
計							

4 附帯事務費の内訳表

(1) (目) 農業・食品産業強化対策整備交付金 (産地基幹施設等支援タイプ) (都道府県名: ○○年度)

区 分		金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費			
	日額旅費			
	委員等旅費			
	小計			
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
市町村附帯事務費				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

(2) (目) 農業・食品産業強化対策推進交付金（先進的農業経営確立支援タイプ）

(都道府県名： ○○年度)

ア 都道府県附帯事務費

区 分		金額（千円）	内 容	内 訳
給与				
職員手当等				
報酬	委員手当			
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費 自動車損害保険料			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
委託料				
公課費	自動車重量税			
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

イ 市町村附帯事務費		金額（千円）	内 容	内 訳
区 分				
旅費	普通旅費			
	日額旅費			
	委員等旅費			
小計				
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
委託料				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

(3) (目) 農業・食品産業強化対策推進交付金（地域担い手育成支援タイプ）

(都道府県名： ○○年度)

ア 都道府県附帯事務費

区 分		金 額（千円）	内 容	内 訳
給与				
職員手当等				
報酬	委員手当			
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費 自動車損害保険料			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
委託料				
公課費	自動車重量税			
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

イ 市町村附帯事務費		金額（千円）	内 容	内 訳
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
委託料				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

別紙様式 2 号（都道府県向け交付金 第 4 の 2 及び 3 関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省 〇〇
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

県（都道府）知事
氏 名

〇〇年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（都道府県向け交付金）の成果目標の
（変更の）妥当性等の協議について

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年 4 月 1 日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 及び 3 に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式 1 号の都道府県事業実施計画を添付すること
2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
3 要綱第 4 の 3 に該当する協議がある場合は、都道府県事業実施計画のほか、事業実施主体の事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議にあつては別紙様式 3 号の特認団体協議書を、要綱第 4 の 3 の（4）に係る協議にあつては理由書を添付すること

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること

別紙様式 4 号（都道府県向け交付金 第 7 の 3 及び第 8 の 3 関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあっては、農林水産省 〇〇
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

県（都道府）知事
氏 名

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（都道府県向け交付金）の事業実施状況報告及
び評価報告（〇〇年度）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年 4 月 1 日付け30生産第2218号農林水
産事務次官依命通知）第 7 の 3 及び第 8 の 3 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式 5 号を添付すること
2 要綱第 7 の 2 及び第 8 の 2 による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、
あわせて報告すること
3 必要に応じて要綱第 7 の 1 及び第 8 の 1 の規定による事業実施主体の事業実施状況報
告書及び評価報告書を添付すること